

総務副大臣

鈴木 克昌 殿

東日本大震災に関する

緊急要望書

平成 23 年 4 月 7 日

茨城県知事 橋本 昌

今回の災害は、巨大地震や大津波に加え、原発事故が同時に起きた大規模広域複合災害であり、茨城県においても、公共施設等の復旧や地域の復興等のため、多額の財政負担を強いられるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、本県農畜産業・水産業や観光産業等が受けた経済的打撃は計り知れないものがあります。

また、県内ほとんどの市町村において、行政庁舎をはじめ多くの公共施設が被害を受けており、復興に向け大きな支障が生じております。

つきましては、この未曾有の危機を乗り越え、一日も早い復旧・復興を図るため、これまでのやり方やルールにとらわれることなく、下記の項目について特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

## 記

### 1 東日本大震災による災害に関する特別財政援助法の制定について

今回の災害は大規模広域複合災害であり、被災者支援や公共施設等の復旧、地域の復興等に当たっては、莫大な経費を必要とすることから、特別財政援助法を制定し、国の全面的な財政負担の下で実施すること。

特にその際、現時点では激甚災害の指定による特例措置の対象となっていない行政庁舎や公立病院、上水道施設、その他公共公益施設などについても対象とすること。

### 2 普通交付税及び特別交付税措置の拡充について

普通交付税については、復旧・復興に係る地方負担分について、通常とは別枠で措置するとともに、あわせて総額の確保を図るなど被災地方公共団体等が必要とする財政需要に適切に対処すること。

また、特別交付税についても、従来項目とは別枠で措置し、総額を増額したうえで、算定に係る単価の引き上げを行うとともに「大規模災害時の随時交付」により、早急に交付すること。

### 3 災害復旧事業債の対象拡大等について

災害復旧事業債については、対象事業の範囲拡大及び適用要件の緩和などを行うとともに、単独災害復旧事業債の元利償還金に対する交付税措置を補助災害復旧事業債並みに引き上げること。

#### 4 被災者対策等について

- (1) 被災者，そして被災地域が一日も早く立ち直るには，地域の実情に応じたきめ細かな支援策を講ずる必要があり，そのため，弾力的かつ機動的な運用が可能な復興基金の設置等の財政措置を国の負担により行うこと。
- (2) 被災者の生活拠点の復興を図るため，被災者生活再建支援基金を全額国庫により増額したうえで，被災者生活再建支援金の上限を実情に合わせ引き上げるとともに，支給対象を拡大すること。
- (3) 原発事故により，農畜産業・水産業や観光産業をはじめ様々な面で大きな被害を被っているため，出荷制限や風評被害に関する補償基準を明確化し，早急に仮払いを行うなど東京電力及び国の責任において万全の補償を行うこと。

#### 5 災害等復興宝くじの発売について

被災した地域の総合的な復旧・復興対策を進めるため，災害等復興宝くじを発売する場合には，速やかに許可すること。